

# 緊急事態宣言解除後の対策（概要）

## 1 緊急事態宣言解除後の対策期間

6/21(月) ~ 7/11(日) [21日間]

## 2 まん延防止等重点措置区域

感染拡大地域である大阪への通勤など交流圏や地域の感染者数等を踏まえ以下の区域を指定

措置区域	その他区域
神戸市 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市） 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 姫路市 [人口シェア 82.9%]	北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町） 中播磨地域（神河町、市川町、福崎町） 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町） 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町） 丹波地域（丹波篠山市、丹波市） 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

## 3 飲食店等への要請

措置区域	その他区域
○5時～20時の営業時間短縮を要請 ・平日の酒類提供は11時～19時 （「一定の要件」(*)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請 [見回り活動を実施]） ・土日祝日の酒類提供の禁止（県独自） ○カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主としている店舗） ○感染対策の徹底	○5時～21時の営業時間短縮を要請（県独自） ・酒類提供は11時～20時（県独自） ○カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主としている店舗） ○感染対策の徹底

※・アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）  
 ・食事中以外のマフ着用推奨 ・換気の徹底

・店内入口に消毒設備を設置し手指消毒の徹底  
 ・4人以内の利用(1グループ) [詳細は別途公表予定]

## 4 施設の使用制限

【特措法施行令第11条施設】

措置区域	その他区域
<b>【床面積が1,000㎡超】</b> ○5時～20時の営業時間短縮の要請 ・平日の酒類提供は11時～19時 （「一定の要件」(*)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請） ・土日祝日の酒類提供の禁止 <b>【床面積が1,000㎡以下】</b> ○5時～20時の営業時間短縮の協力依頼 ・平日の酒類提供は11時～19時 （「一定の要件」(*)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請） ・土日祝日の酒類提供の禁止 <b>【共通】</b> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○入場整理の実施を要請 ＊イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等	○5時～21時の営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供は11時～20時 ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○入場整理の実施を要請

## 5 イベントの開催制限

【県内全域】

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	

・21時までの営業時間短縮